< 資料 >

自由民主党・ 日本国憲法改正草案

一〇一二年四月二四日決定

目 次

前文

第一章 天皇(第一条—第八条

安全保障 (第九条―第九条の三)

国民の権利及び義務(第一〇条―第四〇条)

第五章 内閣 (第六五条—第七五条) 第四章

国会

(第四一条―第六四条の二)

第七章 第六章 財政 司法 (第八三条-第九一条) (第七六条—第八二条)

地方自治 (第九二条—第九七条

第九章 緊急事態(第九八条・第九九条

第一一章 最高法規(第一○一条・第一○二条) 第一○章

改正 (第一〇〇条)

前 文

り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を 立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。 の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、 我が国は、 日本国は、 世界の平和と繁栄に貢献する 先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗 平和主義の下、 長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合 諸外国との友好関係を増

> 継承するため、ここに、この憲法を制定する。 済活動を通じて国を成長させる。 境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、 や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。 日本国民は、 我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環 基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、 良き伝統と我々の国家を末永く子孫に 活力ある経 家族

第一章 天皇

第一条 る日本国民の総意に基づく。 本国民統合の象徴であって、 天皇は、 日本国の元首であり、 その地位は、 日本国及び日 主権の存す

(皇位の継承

た皇室典範の定めるところにより、これを継承する。 第二条 皇位は、 世襲のものであって、 国会の議決し

(国旗及び国歌

らない。 2 日本国民は、 国旗は日章旗とし、 国旗及び国歌を尊重しなければな 国歌は君が代とする。

(元号

日本国民は、

国と郷土を誇りと気概を持って自ら守

第四条 元号は、 法律の定めるところにより、 皇位の

(天皇の権能)

第五条 天皇は、

国政に関する権能を有しない この憲法に定める国事に関する行為

(天皇の国事行為等)

裁判所の長である裁判官を任命する。 て内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高 第六条 天皇は、国民のために、国会の指名に基づい

る行為を行う。 2 天皇は、国民のために、 次に掲げる国事に関す

- 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 国会を召集すること
- 衆議院を解散すること。
- 挙の施行を公示すること。 衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選
- Ŧi. 員の任免を認証すること。 国務大臣及び法律の定めるその他の国の公務
- 六 大赦、 を認証すること 、特赦、 減刑、 刑の執行の免除及び復
- 七 栄典を授与すること。
- 認証すること。 に批准書及び法律の定めるその他の外交文書を 全権委任状並びに大使及び公使の信任状並び
- 外国の大使及び公使を接受すること。
- $\overline{\bigcirc}$ 儀式を行うこと
- 行為を委任することができる 3 天皇は、法律の定めるところにより、 前 項
- 言を必要とし、内閣がその責任を負う。ただし、 天皇の国事に関する全ての行為には、 内閣の進 衆議

10

継承があったときに制定する。

5 第一頁及び第二頁二局げるものりまか、矢皇院の解散については、内閣総理大臣の進言による。

(摂 政

行う。 きは、摂政は、天皇の名で、その国事に関する行為を 第七条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くと

2 第五条及び前条第四項の規定は、摂政について

(皇室への財産の譲渡等の制限)

除き、国会の承認を経なければならない。 り受け、若しくは賜与するには、法律で定める場合を第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲

第二章 安全保障

(平和主義)

る手段としては用いない。 武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決す和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものでは

(国防軍)

る国防軍を保持する。 安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とす 第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社かれる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の主義を遂行するための活動を行うことができる。

制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。 4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならなが裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならなが裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならなが。

(領土等の保全等)

保しなければならない。 力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確**第九条の三** 国は、主権と独立を守るため、国民と協

第三章 国民の権利及び義務

(日本国民)

第一〇条 日本国民の要件は、法律で定める。

(基本的人権の享有)

きない永久の権利である。 の憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことので第一一条 国民は、全ての基本的人権を享有する。こ

人は、

その選択に関し、

選挙における投票の秘密は、

侵されない。

(国民の責務)

び公の秩序に反してはならない。
利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及ない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権ない。国民の不断の努力により、保持されなければなら第一二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利

(人としての尊重等)

上で、最大限に尊重されなければならない。
益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公第一三条 全て国民は、人として尊重される。生命、

(法の下の平等)

政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。信条、性別、障害の有無、社会的身分又は門地により、第一四条 全て国民は、法の下に平等であって、人種、

2 華族その他の貴族の制度は、認めない。

力を有する。 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、現にこれを

(公務員の選定及び罷免に関する権利等)

権の存する国民の権利である。第一五条(公務員を選定し、及び罷免することは、主

奉仕者ではない。 2 全て公務員は、全体の奉仕者であって、一部の

籍を有する成年者による普通選挙の方法による。 3 公務員の選定を選挙により行う場合は、日本国

公的にも私的にも責任を問わ

れない。

(請願をする権利)

命令又は規則の制定、 第一六条 し、平穏に請願をする権利を有する。 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、 廃止又は改正その他の事項に関

も受けない。 2 請願をした者は、 そのためにいかなる差別待遇

(国等に対する賠償請求権

第一七条 体その他の公共団体に、その賠償を求めることができる。 たときは、法律の定めるところにより、国又は地方自治 何人も、公務員の不法行為により損害を受け

(身体の拘束及び苦役からの自由

第一八条 何人も、その意に反すると否とにかかわらず、 社会的又は経済的関係において身体を拘束されない

の意に反する苦役に服させられない 何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、 そ

(思想及び良心の自由

第一九条 思想及び良心の自由は、 保障する

(個人情報の不当取得の禁止等)

得し、保有し、又は利用してはならない 第一九条の二 何人も、 個人に関する情報を不当に取

(信教の自由

第二〇条 宗教団体に対しても、 信教の自由は、 特権を与えてはならない 保障する。 国は、 いかなる

2 何人も、 宗教上の行為、祝典、 儀式又は行事に

参加することを強制されない。

ないものについては、この限りでない。 い。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超え 宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならな 3 国及び地方自治体その他の公共団体は、 特定の

(表現の自由

現の自由は、保障する。 第二一条 集会、結社及び言論、 出版その他 切 の表

的として結社をすることは、認められない。 害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目 2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を

てはならない 検閲は、 してはならない。通信の秘密は、 侵し

3

(国政上の行為に関する説明の責務

する責務を負う。 第二一条の二国は、 国政上の行為につき国民に説明

(居住、 移転及び職業選択等の自由等

有する 第二二条 何人も、 居住、 移転及び職業選択の自由を

る自由を有する。 2 全て国民は、 外国に移住し、 又は国籍を離脱す

(学問の自由

第二三条 学問の自由は、 保障する。

(家族、 婚姻等に関する基本原則

第二四条 て、 尊重される。家族は、 家族は、 社会の自然かつ基礎的な単位とし 互いに助け合わなければな

らない。

より、 同等の権利を有することを基本として、相互の協力に 2 婚姻は、 維持されなければならない。 両性の合意に基づいて成立し、 夫婦が

されなければならない。 続並びに親族に関するその他の事項に関しては、 3 個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、 財産権、 制定 法律 相

(生存権等)

活を営む権利を有する。 第二五条 全て国民は、 健康で文化的な最低限度の生

ければならない。 福祉、 2 社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めな 国は、国民生活のあらゆる側面において、社会

(環境保全の責務

ければならない 環境を享受することができるようにその保全に努めな 第二五条の二国は、 国民と協力して、国民が良好な

(在外国民の保護

ときは、 第二五条の三国は、 在外国民の保護に努めなければならない。 国外において緊急事態が生じた

(犯罪被害者等への配慮)

及び処遇に配慮しなければならない 第二五条の四 国は、 犯罪被害者及びその家族の人権

(教育に関する権利及び義務等

第二六条 全て国民は、 法律の定めるところにより

2 全て国民は、去書り定めるこころにより、そりその能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。

教育は、無償とする。 2 全て国民は、法律の定めるところにより、その

努めなければならない。
のできないものであることに鑑み、教育環境の整備にのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に

(勤労の権利及び義務等

第二七条全て国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関す

可人も、児童を酷使してはならない。

(勤労者の団結権等)

の団体行動をする権利は、保障する。 第二八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他

2 公務員については、全体の奉仕者であることに な措置が講じられなければならない。 単原においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要においては、公務員については、全体の奉仕者であることに

(財産権)

第二九条財産権は、保障する。

2 財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するよう権については、国民の知的創造力の向上に資するようように、法律で定める。この場合において、知的財産

用いることができる。 私有財産は、正当な補償の下に、公共のために

(納税の義務)

の義務を負う。 国民は、法律の定めるところにより、納税

(適正手続の保障)

の刑罰を科せられない。ければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他第三一条何人も、法律の定める適正な手続によらな

(裁判を受ける権利)

を有する。 第三二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利

(逮捕に関する手続の保障)

を明示する令状によらなければ、逮捕されない。いては、裁判官が発し、かつ、理由となっている犯罪第三三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除

(抑留及び拘禁に関する手続の保障)

禁されない。 頼する権利を与えられることなく、抑留され、又は拘頼する権利を与えられることなく、又は直ちに弁護人に依を直ちに告げられることなく、又は直ちに弁護人に依第三四条 何人も、正当な理由がなく、若しくは理由

権利を有する。
を示談人の出席する公開の法廷で示すことを求めるその弁護人の出席する公開の法廷で示すことを求める

(住居等の不可侵)

よらなければ、住居その他の場所、書類及び所持品にかつ、捜索する場所及び押収する物を明示する令状に第三五条 何人も、正当な理由に基づいて発せられ、

い。 三三条の規定により逮捕される場合は、この限りでなついて、侵入、捜索又は押収を受けない。ただし、第

が発する各別の令状によって行う。 2 前項本文の規定による捜索又は押収は、裁判官

(拷問及び残虐な刑罰の禁止)

する。 第三六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、禁止

(刑事被告人の権利)

第三七条 全て刑事事件においては、被告人は、公平

手続により証人を求める権利を有する。十分に与えられる権利及び公費で自己のために強制的十分に与えられる権利及び公費で自己のために強制的

頼することができないときは、国でこれを付する。護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依3 被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁

(刑事事件における自白等)

長く抑留され、若しくは拘禁された後の自白は、証拠2 拷問、脅迫その他の強制による自白又は不当に第三八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

とすることができない。

(遡及処罰等の禁止)

又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任第三九条 何人も、実行の時に違法ではなかった行為

の責任を問われない。 を問われない。 同一の犯罪については、 重ねて刑事上

(刑事補償を求める権利

判の結果無罪となったときは、 第四〇条 より、 国にその補償を求めることができる。 何人も、抑留され、 法律の定めるところに 又は拘禁された後、 裁

第四章 国会

(国会と立法権)

第四一条 の立法機関である。 国会は、国権の最高機関であって、 国の唯

(両議院

する。 第四二条 国会は、 衆議院及び参議院の両議院で構成

(両議院の組織)

第四三条 員で組織する。 両議院は、 全国民を代表する選挙された議

両議院の議員の定数は、 法律で定める

(議員及び選挙人の資格

障害の有無、 律で定める。 第四四条 によって差別してはならない 両議院の議員及びその選挙人の資格は、 社会的身分、 この場合においては、 門地、 教育、 人種、 財産又は収入 信条、性別、 法

(衆議院議員の任期

第四五条 衆議院議員の任期は、四年とする。ただし、

> する。 衆議院が解散された場合には、 その期間満了前に終了

(参議院議員の任期

に議員の半数を改選する。 第四六条 参議院議員の任期は、 六年とし、 三年ごと

(選挙に関する事項)

等を総合的に勘案して定めなければならない。 ては、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、 選挙に関する事項は、法律で定める。この場合におい 第四七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の 地勢

(両議院議員兼職の禁止)

できない 第四八条 何人も、 同時に両議院の議員となることは

(議員の歳費

第四九条 国庫から相当額の歳費を受ける 両議院の議員は、 法律の定めるところによ

(議員の不逮捕特権

なければならない。 議員は、その議院の要求があるときは、 ては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された 第五〇条 両議院の議員は、 法律の定める場合を除い 会期中釈放し

(議員の免責特権

又は表決について、院外で責任を問われない。 第五一条 両議院の議員は、 議院で行った演説

(通常国会)

第五二条 2 通常国会は、毎年一回召集される。

通常国会の会期は、 法律で定める。

(臨時国会

臨時国会が召集されなければならない。 求があったときは、要求があった日から二○日以内に できる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要 第五三条 内閣は、 臨時国会の召集を決定することが

参議院の緊急集会 (衆議院の解散と衆議院議員の総選挙、 特別国会及び

第五四条衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。

日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日か ら三○日以内に、特別国会が召集されなければならない。 2 衆議院が解散されたときは、解散の日から四〇

ときは、参議院の緊急集会を求めることができる。 閉会となる。ただし、内閣は、国に緊急の必要がある 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に

3

内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。 は 臨時のものであって、次の国会開会の後一○日以 前項ただし書の緊急集会において採られた措置

(議員の資格審査

以上の多数による議決を必要とする。 があるときは、これについて審査し、 第五五条 議員の議席を失わせるには、 両議院は、 各々その議員の資格に関し争 出席議員の三分の二 議決する。

(表決及び定足数)

第五六条 両議院の議事は、この憲法に特別の定め

同数のときは、議長の決するところによる。ある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否

上の出席がなければすることができない。
2 両議院の議決は、各々その総議員の三分の一以

(会議及び会議録の公開等)

きは、秘密会を開くことができる。 第五七条 両議院の会議は、公開しなければならない。

2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるものを

各議員の表決を会議録に記載しなければならない。 3 出席議員の五分の一以上の要求があるときは、

(役員の選任並びに議院規則及び懲罰)

2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、並びに院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(法律案の議決及び衆議院の優越)

合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。 第五九条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場

多数で再び可決したときは、法律となる。 をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決

3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆

4 参議院が、衆議院は、参議院がその法律案を否決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

(予算案の議決等に関する衆議院の優越)

第六〇条 予算案は、先に衆議院に提出しなければな

2 予算案について、参議院で衆議院と異なった議ときは、衆議院の議決を国会の議決とする。 ときは、衆議院の可決した予算案を受け取った後、は参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取った後、以は参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取った後、は参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取った後、ときは、衆議院の議決とする。

(条約の承認に関する衆議院の優越)

は、前条第二項の規定を準用する。 第六一条 条約の締結に必要な国会の承認について

(議院の国政調査権)

を要求することができる。 これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出**第六二条** 両議院は、各々国政に関する調査を行い、

(内閣総理大臣等の議院出席の権利及び義務)

る。 案について発言するため両議院に出席することができ 第六三条 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、議

2 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、答弁又しなければならない。ただし、職務の遂行上特に必要しなければならない。ただし、職務の遂行上特に必要がある場合は、この限りでない。

(弾劾裁判所)

る。 第六四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判 第六四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判

弾劾に関する事項は、法律で定める。

2

(政党)

その健全な発展に努めなければならない。の存在であることに鑑み、その活動の公正の確保及び第六四条の二 国は、政党が議会制民主主義に不可欠

2 政党の政治活動の自由は、保障する。

3 前二項に定める。

第五章 内閣

(内閣と行政権)

合を除き、内閣に属する。 第六五条 行政権は、この憲法に特別の定めのある場

(内閣の構成及び国会に対する責任)

する。 第六六条 内閣は、法律の定めるところにより、その

人であってはならない。 2 内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、現役の軍

帯して責任を負う。 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連

(内閣総理大臣の指名及び衆議院の優越

第六七条 指名する 内閣総理大臣は、 国会議員の中から国会が

大臣の指名を行わなければならない 国会は、他の全ての案件に先立って、 内閣総理

をした後、国会休会中の期間を除いて一○日以内に、 指名とする 参議院が指名をしないときは、衆議院の指名を国会の を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名 おいて、法律の定めるところにより、両議院の協議会 3 衆議院と参議院とが異なった指名をした場合に

(国務大臣の任免)

任命しなければならない 第六八条 の場合においては、その過半数は、 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。こ 国会議員の中から

とができる 内閣総理大臣は、 任意に国務大臣を罷免するこ

(内閣の不信任と総辞職

第六九条 議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。 又は信任の決議案を否決したときは、 内閣は、衆議院が不信任の決議案を可決し、 一〇日以内に衆

(内閣総理大臣が欠けたとき等の内閣の総辞職等)

内閣は 員の総選挙の後に初めて国会の召集があったときは 第七〇条 総辞職をしなければならない 内閣総理大臣が欠けたとき、 又は衆議院議

> らかじめ指定した国務大臣が、臨時に、その職務を行う。 る場合として法律で定めるときは、 2 内閣総理大臣が欠けたとき、その他これに準ず 内閣総理大臣があ

(総辞職後の内閣)

を行う。 理大臣が任命されるまでの間は、 第七一条 前二条の場合には、 内閣は、 引き続き、その職務 新たに内閣総

(内閣総理大臣の職務

その総合調整を行う。 第七二条 内閣総理大臣は、 行政各部を指揮監督し、

に報告する。 に提出し、並びに一般国務及び外交関係について国会 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を国会

2

統括する。 3 内閣総理大臣は、 最高指揮官として、 国防軍を

(内閣の職務

げる事務を行う。 第七三条 内閣は、 他の一般行政事務のほ か、 次に掲

法律を誠実に執行し、 国務を総理すること。

外交関係を処理すること。

- を必要とする。 を得ない場合は事後に、 条約を締結すること。 国会の承認を経ること ただし、 事前に、 やむ
- 四 る事務をつかさどること 法律の定める基準に従い、 国の公務員に関す
- Ŧi. 予算案及び法律案を作成して国会に提出する

法律の規定に基づき、政令を制定すること。

する規定を設けることができない。 場合を除いては、義務を課し、又は権利を制限 ただし、政令には、特にその法律の委任がある

を決定すること。 大赦、特赦、 減刑、 刑の執行の免除及び復

(法律及び政令への署名)

署名し、 第七四条 法律及び政令には、 内閣総理大臣が連署することを必要とする。 全て主任の国務大臣が

、国務大臣の不訴追特権

(, 大臣でなくなった後に、公訴を提起することを妨げな 同意がなければ、公訴を提起されない。ただし、国務 第七五条 国務大臣は、その在任中、 内閣総理大臣

第六章 司法

(裁判所と司法権

第七六条 全て司法権は、最高裁判所及び法律の定め るところにより設置する下級裁判所に属する

機関は、 2 特別裁判所は、設置することができない。 最終的な上訴審として裁判を行うことができ 行政

権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。 3 全て裁判官は、 その良心に従い独立してその

(最高裁判所の規則制定権

いて、 第七七条 裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項につ 規則を定める権限を有する。 最高裁判所は、裁判に関する手続、 弁護士

高裁判所の定める規則に従わなければならない。 2 検察官、弁護士その他の裁判に関わる者は、最

る権限を、下級裁判所に委任することができる。 3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定め

(裁判官の身分保障)

関は、裁判官の懲戒処分を行うことができない。心身の故障のために職務を執ることができないと裁判により決定された場合を除いては、第六四条第一項のにより決定された場合を除いては、第六四条第一項の第七八条 裁判官は、次条第三項に規定する場合及び第七八条 裁判官は、次条第三項に規定する場合及び

(最高裁判所の裁判官)

3 前項の審査において罷免すべきとされた裁判官

めるところにより、

国民の審査を受けなければならな

した時に退官する。 4 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達

5 最高裁判所の裁判官は、全て定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、分限又は懲戒によ
の場合及び一般の公務員の例による場合を除き、減額
のもの。

(下級裁判所の裁判官)

した者の名簿によって、内閣が任命する。その裁判官第八〇条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名

には、退官する。ただし、法律の定める年齢に達した時は、法律の定める任期を限って任命され、再任される

酬について準用する。 2 前条第五項の規定は、下級裁判所の裁判官の報

(法令審査権と最高裁判所)

有する最終的な上訴審裁判所である。 は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を**第八一条** 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又

(裁判の公開)

は、公開の法廷で行う。第八二条 裁判の口頭弁論及び公判手続並びに判決

東弁論及び公判手続は、常に公開しなければならない。 章で保障する国民の権利が問題となっている事件の口 章で保障する国民の権利が問題となっている事件の口 きる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又は第三 きる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又は第三 きる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又は第三 とがで とがで

第七章 財政

(財政の基本原則)

基づいて行使しなければならない。 **第八三条** 国の財政を処理する権限は、国会の議決に

確保されなければならない。 2 財政の健全性は、法律の定めるところにより、

(租税法律主義)

第八四条 租税を新たに課し、又は変更するには、法

律の定めるところによることを必要とする。

(国費の支出及び国の債務負担)

は、国会の議決に基づくことを必要とする。 第八五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するに

(予 算)

らない。
会に提出して、その審議を受け、議決を経なければな会に提出して、その審議を受け、議決を経なければな

るための予算案を提出することができる。 2 内閣は、毎会計年度中において、予算を補正す

る予算案を提出しなければならない。得られる見込みがないと認めるときは、暫定期間に係り、内閣は、当該会計年度開始前に第一項の議決を

支出することができる。 り、国会の議決を経て、翌年度以降の年度においてもり、国会の議決を経て、翌年度以降の年度においても

(予備費)

支出することができる。 の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを第八七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会

国会の承諾を得なければならない。
とこれのでは、内閣は、事後に

(皇室財産及び皇室の費用)

第八八条 全て皇室財産は、国に属する。全て皇室の 第八八条 全て皇室財産は、国に属する。全て皇室の

(公の財産の支出及び利用の制限)

し、又はその利用に供してはならない。 総若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため支出 にだし書に規定する場合を除き、宗教的活動を行う組 のである。 のである。 のでは、第二○条第三項

2 公金その他の公の財産は、国若しくは地方自治体その他の公共団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して支出し、又はその利用に供しくは地方自治

(決算の承認等)

出し、その承認を受けなければならない。により、次の年度にその検査報告とともに両議院に提により、次の年度にその検査報告とともに両議院に提の年会計検査院の検査を受け、法律の定めるところ第九〇条 内閣は、国の収入支出の決算について、全

2 会計検査院の組織及び権限は、法律で定める。

3 内閣は、第一項の検査報告の内容を予算案に反映させ、国会に対し、その結果について報告しなけれ

(財政状況の報告)

第八章 地方自治

(地方自治の本旨)

ことを旨として行う。 に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施する 第九二条 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民

義務を負う。
会の人は、その人は、その人はないでは、その人は、その人は、その人は、その人はないでは、その人は、との人は、というでは、また。

(地方自治体の種類、国及び地方自治体の協力等)

用する。

種類は、法律で定める。包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その第九三条 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを

3、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。2 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項

互に協力しなければならない。地方自治体は、相踏まえ、協力しなければならない。地方自治体は、相る 国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を

(地方自治体の議会及び公務員の直接選挙)

を設置する。
第九四条 地方自治体には、法律の定めるところによ

2 地方自治体の長、議会の議員及び法律の定める と 地方自治体の長、議会の議員及び法律の定める

(地方自治体の権能)

有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。第九五条 地方自治体は、その事務を処理する権能を

(地方自治体の財政及び国の財政措置)

てることを基本とする。 により課する地方税その他の自主的な財源をもって充第九六条 地方自治体の経費は、条例の定めるところ

2 国は、地方自治体において、前項の自主的な財

の措置を講じなければならない。いときは、法律の定めるところにより、必要な財政上源だけでは地方自治体の行うべき役務の提供ができな

3 第八三条第二項の規定は、地方自治について漢

(地方自治特別法)

第九章 緊急事態

(緊急事態の宣言

第九八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等にはおいて、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態のるところにより、閣議にかけて、緊急事態の武力攻撃、内閣総理大臣は、我が国に対する外部から

事前又は事後に国会の承認を得なければならない。 2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認のところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解を混っる必要がないと認めるときは、法律の定めるを継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるを継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるを継続する必要がないと認めるときは、法律の定める。 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の

同項中「三○日以内」とあるのは、「五日以内」と読えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。 4 第二項及び前項後段の国会の承認については、 第二項及び前項後段の国会の承認については、

(緊急事態の宣言の効果)

み替えるものとする。

第九九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律 の長に対して必要な指示をすることができる。 の長に対して必要な指示をすることができるほか、内閣総理大臣 は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体 の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律のならない。

第一〇章 改正

の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する

衆議院は解散されないものとし、

第一〇〇条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の

半数の賛成を必要とする。と数の賛成を必要とする。とのはいればならない。この承認には、法律の定めるととがければならない。この承認には、法律の定めると数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半

皇は、直ちに憲法改正を公布する。ときは、天

第一一章 最高法規

(憲法の最高法規性等)

(憲法尊重擁護義務)

第一〇二条 全て国民は、この憲法を尊重しなければ

2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は

附則

(施行期日)

両議院の議員

る。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 この憲法改正は、平成○年○月○日から施行す

(施行に必要な準備行為)

2 この憲法改正を施行するために必要な法律の制

うことができる。 で選帯行為は、この憲法改正の施行の日よりも前に行定及び改廃その他この憲法改正を施行するために必要

(適用区分等)

3 改正後の日本国憲法第七九条第五項後段(改正についても適用する。

5 改正後の日本国憲法第八六条第一項、第三項及び第四項の規定はこの憲法改正の施行後に提出される予算案及び予算から、同条第三項の規定はこの憲法改正の施行後に提出される同条第一項の予算案に係る会計年度における暫定期間に係る予算案から、それぞれ計年度における暫定期間に係る予算案から、それぞれ計年度における暫定期間に係る予算をに係る会計年度における暫定期間に係る予算とでついては、なお従前の例による。

ついては、なお従前の例による。
の規定は、この憲法改正の施行前に提出された決算にら適用し、この憲法改正の施行前に提出される決算かの規定は、この憲法改正の施行後に提出される決算かの規定は、
なお従前の例による。